次のとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募します。 令和7年1月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者を公募する施設の名称
 - 三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設
- 2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 指定の基準

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 神奈川県漁港管理条例第23条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。
- (7) 必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められること。

4 申請書の受付期間、場所及び方法

令和7年1月22日(水)から同年3月18日(火)までに、神奈川県環境農政局農水産部水産課漁港グループ(郵便番号231-8588 住所 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階 電話(045)210-4545)へ送付してください。

送付によることができない場合は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。)の間に持参してください。

なお、郵送又は信書便による場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに到着したものまで受け付けます。

5 募集要項の公表等

令和7年1月22日(水)から同年3月18日(火)まで、神奈川県環境農政局農水産部水産課のホームページ(URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/)で公表しますので、ダウンロードにより入手してください。

なお、ダウンロードができない場合には、送付しますので事前にお申し込みください。送付の申込みの受付は、令和7年1月22日(水)から同年3月18日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

6 その他

詳細は、募集要項によります。